

○電子契約の導入について

和泉市では、受注者の負担軽減、契約事務のペーパーレス化、業務の効率化等を目的に、**令和6年3月1日より電子契約を導入しています。**

導入時は、**契約検査室が取り扱う契約のうち、事業者が電子契約を希望する契約を対象**とします（契約検査室以外が取り扱う契約は、電子契約の対象外です）。

○電子契約とは？

従来、合意内容を証拠として残すため紙に印鑑で押印して取り交わされていた契約書。この契約書に代わり、電子データに電子署名をすることで、書面による契約と同様の証拠力を認められるのが電子契約です。



インターネット環境と電子メールアドレスがあれば利用可能です。また、事業者側の費用負担はありません。

○電子契約のメリット

- ① 受注者の負担軽減
 - ・ 押印のための出社が不要となり、インターネット上で契約を締結することができるようになります。
 - ・ 来庁せず、契約を締結することができるようになります（別途紙資料の提出のため来庁が必要な場合があります）。
 - ・ 印紙が不要になります。
- ② 契約事務のペーパーレス化、業務の効率化（印刷、製本、押印作業等）

	紙の契約	電子契約
形式	紙の書面	電子データ (PDF)
押印	印鑑 or サイン	電子署名
送付	送付・持参	インターネット
保管	書棚	サーバー
印紙	必要	不要
証拠力	あり	あり

内閣総理大臣による答弁および国税庁への照会への回答において、電子文書には**印紙税が課税されない**と明言されています。